

第7章 資料

第1節 公害苦情

1 公害苦情の概要

一般に、公害苦情は当事者間の利害関係に加え、感覚的・心理的要素が強く働きながら発生します。近年では、暖炉の使用に関する悪臭の苦情が散見されます。暖炉を規制する法律・条令は無いものの、近隣に配慮した使用が求められています。

なおこの章では、公害のうち一般に「典型七公害」と呼ばれる公害（環境基本法第2条第3項に挙げられる「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤の沈下」及び「悪臭」）及び典型七公害に属さない「その他」の計8項目の集計結果を記載します。

2 種類別苦情件数

種類別では、騒音と振動の苦情が多く見られます。

表7-1 受理件数の推移（延べ件数）

| 種別 \ 年度 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---------|----|----|----|----|----|
| 大気汚染 | 1 | 5 | 4 | 7 | 4 |
| 水質汚濁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 騒音 | 24 | 15 | 18 | 21 | 15 |
| 振動 | 4 | 6 | 12 | 7 | 9 |
| 悪臭 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 土壌汚染 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地盤沈下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 3 | 2 | 0 | 5 |
| 総数 | 31 | 32 | 36 | 35 | 35 |

3 月別苦情件数

月別では表7-2に示すとおり、7月と12月に苦情が多く寄せられました。

表7-2 苦情件数の月別推移（延べ件数）

| 種別 \ 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 延べ合計 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|------|
| 大気汚染 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 水質汚濁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 騒音 | 3 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 2 | 15 |
| 振動 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 9 |
| 悪臭 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 土壌汚染 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地盤沈下 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 延べ合計 | 5 | 1 | 0 | 6 | 3 | 1 | 1 | 4 | 6 | 0 | 3 | 5 | 35 |

4 用途地域別苦情件数

用途地域別では表 7-3 のとおりであり、住居用の地域に集中しています。

表 7-3 用途地域別の被害発生地域 (延べ件数)

| 種別 区域 | 典型七公害 | | | | | | | その他 | 延べ合計 |
|--------------|-------|------|----|----|----|------|------|-----|------|
| | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌汚染 | 地盤沈下 | | |
| 第1種低層住居専用地域 | 1 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 8 |
| 第2種低層住居専用地域 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 第1種中高層住居専用地域 | 1 | 0 | 6 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 15 |
| 第2種中高層住居専用地域 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| 第1種住居地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2種住居地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 近隣商業地域 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 商業地域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 市街化調整区域 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 延 べ 合 計 | 4 | 1 | 15 | 9 | 1 | 0 | 0 | 5 | 35 |

5 発生源別苦情件数

発生源別では、建設業によるものが多く、建設業は騒音や振動に関する苦情が多くなっています。

表 7-4 発生源別公害苦情件数

| 発生源 公害種 | 典 型 7 公 害 | | | | | | | その他 | 延べ合計 |
|------------|-----------|------|----|----|----|------|------|-----|------|
| | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音 | 振動 | 悪臭 | 土壌汚染 | 地盤沈下 | | |
| 建設業 | 3 | 1 | 13 | 9 | 0 | 0 | 0 | 4 | 30 |
| 運輸・通信業 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 卸売・小売業・飲食店 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 交通機関 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家庭生活 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| サービス業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 延 べ 合 計 | 4 | 1 | 15 | 9 | 1 | 0 | 0 | 5 | 35 |

第2節 環境行政等の歩み

| 年 月 | 事 項 |
|----------------|---|
| 昭和34. | 7 大阪空港が、空港整備法による第1種空港に指定される |
| 昭和36. | 4 民生部衛生課保健衛生係に公害担当を配置 |
| 昭和37. | 6 ばい煙の排出規制に関する法律規制 |
| 昭和38. | 4 衛生部衛生課管理係の公害担当に改称（組織変更） 9 阪神5市（神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹）にばい煙規制法適用 9 亜硫酸ガス、降下ばいじん各測定器を市内4ヶ所に設置 12 国道43号開通 |
| 昭和39. | 10 大阪国際空港騒音対策協議会（当初8市協）が発足 |
| 昭和40. | 4 兵庫県公害防止条例制定 12 大阪国際空港騒音対策委員会が発足 |
| 昭和41. | 11 市役所分庁舎屋階に公害計測室を設け公害計測機器の集中化を行う 亜硫酸ガス測定器（導電率法）により分庁舎で測定開始 |
| 昭和42. | 8 公害対策基本法規制（平成5年11月、「環境基本法」として公布施行） 8 航空機騒音障害防止法改正 9月に同法による「特定飛行場」に指定 |
| 昭和43. | 6 大気汚染防止法および騒音規制法制定 2 いおう酸化物に係る環境基準閣議決定 |
| 昭和44. 昭和45. | 4 衛生部衛生総務課に公害担当主査を配置 1 無線送受信装置を設置し、県大気監視センターと直結する 「こうがい芦屋局」として郵政省に登録 2 風向・風速計を市役所分庁舎に設置 2 一酸化炭素に係る環境基準閣議決定 3 阪神高速道路（神戸～西宮線）開通 |
| 昭和45. | 4 民生部公害安全対策室を設置し、移管 6 公害紛争処理法制定 7 第2阪神国道（43号）公害対策協議会が誕生 7 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、 公害防止事業者負担法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、海洋汚染防止法、 水質汚濁防止法制定、公害対策基本法、騒音規制法などの改正 12 仮称3市協議会（尼崎、西宮、芦屋）の公害対策連絡協議会が発足 |
| 昭和46. | 2 3市協議会43号、阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| 昭和46. | 5 大阪国際空港騒音対策協議会に加入承認、11市協となる 5 騒音に係る環境基準閣議決定 5 公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律制定 5 環境庁設置法制定（同7月、環境庁発足） 6 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、悪臭防止法制定 8 市役所分庁舎に窒素酸化物計を設置 10 一酸化炭素自動測定機を市役所分庁舎1階に設置 |
| 昭和47. | 1 浮遊粒子状物質に係る環境基準を定める 2 3市協議会で43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| 昭和47. | 4 市民部環境安全課に改称（組織変更） 6 自然環境保全法制定 6 芦屋市自動車公害等防止設備資金融資制度要綱制定 6 オキシダント濃度自動連続測定記録計を市役所分庁舎に設置 6 ストックホルムで国際連合人間環境会議開催（人間環境宣言） 11 阪神高速道路神戸～西宮線で防音板の設置 12 3市協議会で、43号の合同騒音調査を実施 |
| 昭和48. | 2 3市協議会で43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 3 芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例制定 |
| 昭和48. | 4 3市（尼崎、西宮、芦屋）共同で国道2号の騒音測定を実施 5 大気汚染に係る環境基準が告示される 7 43号の速度規制（60km/H→50kmH）が行われる 9 県、3市（尼崎、西宮、芦屋）共同で国道43号における環境調査を実施する |

| 年 月 | | 事 項 |
|--------|--------|--|
| 昭和 48. | 10 | 瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 |
| | 10 | 公害健康被害補償法制定 |
| 昭和 49. | 11 | 大阪湾海水汚濁対策協議会が発足、加入 |
| | 12 | 航空機騒音に係る環境基準告示 |
| | 3 | 阪神高速道路神戸線の速度制限（80km/H→60km/H）強化 |
| 昭和 49. | 3 | 航空機騒音障害防止法改正、周辺整備空港に |
| | 4 | 市民部安全対策課に改称（組織変更） |
| 昭和 49. | 4 | 大阪国際空港周辺整備機構発足 |
| | 4 | 43号の片側5車線のうち夜間（23時～6時）外側2車線を自転車通行帯に指定 |
| | 5 | 芦屋市光化学スモッグ対策要綱を制定 |
| | 6 | 自動車排出ガス測定局（打出派出所）を設置し、窒素酸化物計と一酸化炭素計を設置 |
| | 8 | 県、市共同で43号周辺地域の環境調査を実施する |
| | 8 | 3市協議会で43号・阪神高速道路の自動車公害について関係機関に要望 |
| | 10 | 芦屋市生活環境騒音に関する指導要綱の制定 |
| | 10 | 県、市共同で43号周辺住民の健康調査を実施する |
| | 12 | 公害防止計画神戸地域（神戸、明石、芦屋の各市）が承認される |
| | 昭和 50. | 2 |
| 昭和 50. | 4 | 浮遊粒子状物質濃度を市役所分庁舎で測定開始 |
| | 8 | 3市協議会で43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| 昭和 51. | 10～12 | 環境庁、国道43号の周辺住民の健康調査を実施 |
| | 2 | 43号の緑地帯の設置工事着工（尼崎市から） |
| 昭和 51. | 3 | 自動車排出ガス測定局を打出派出所から打出消防分団に移設 |
| | 4 | 衛生部衛生総務課公害係を設置して移管 |
| 昭和 51. | 6 | 振動規制法施行 |
| | 7 | 建設省が阪神高速道路公団に「民家防音工事の助成等の措置を講じるように」と通達 |
| | 8 | 3市協議会で43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| | 9 | 悪臭防止法一部改正（悪臭5物質に3物質追加） |
| | 12 | 43号等の周辺地域への民家防音工事の助成開始 |
| | 12 | 43号の緑地帯の設置工事、芦屋市内で開始 |
| | 12 | 大気汚染防止法一部改正（いおう酸化物総量規制導入） |
| 昭和 52. | 1 | 環境庁長官が国道43号を視察 |
| | 3 | 43号の速度規制を強化（50km/H→40km/H） |
| 昭和 52. | 4 | 43号の夜間（23時～6時）外側2車線から3車線通行制限 |
| | 8 | 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| | 11 | 43号通過車両の阪神高速道路乗入れ調査の実施 |
| 昭和 53. | 4 | 43号沿道環境整備対策調査を開始 |
| | 6 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の制定 |
| | 6 | 水質汚濁防止法一部改正（水質総量規制導入） |
| | 7 | 二酸化窒素に係る環境基準改定 |
| | 8 | 43号の緑地帯の設備工事、芦屋市内分完成（植樹を含む） |
| | 8 | 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| 昭和 54. | 11 | 県、芦屋市、西宮市で阪神高速道路へ大型車乗入れの効果測定の実施 |
| | 3 | 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会が発足、加入 |
| 昭和 54. | 5 | 精道中学校の観測室を廃止し、潮見小学校に一般環境大気測定局を新設 |
| | 6 | 瀬戸内海環境保全臨時措置法（府県計画の策定、富栄養化の被害発生防止、自然海浜の保全、総量規制の導入）および水質汚濁防止法（総量規制）など一部改正 |
| | 8 | 3市協議会で43号・阪神高速道路の自動車公害について関係機関に要望 |
| | 11 | 県が大阪湾岸道路計画、環境影響評価の計画原案を発表 |
| 昭和 55. | 11 | 43号通過車両の阪神高速道路乗入れ調査の実施 |
| | 3 | 公害防止計画神戸地域（神戸、明石、芦屋の各市）の見直し承認 |
| 昭和 55. | 4 | 市は、大阪湾岸道路計画原案に、意見を付して同意 |
| | 5 | 水質汚濁防止法に基づくCOD総量規制基準の策定 |
| | 5 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規制に基づく燐およびその化合物に係る削減指導方針策定 |

| 年 月 | | 事 項 |
|--------|----|---|
| 昭和 55. | 9 | 環境庁長官が国道 43 号を視察 |
| | 10 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| 昭和 56. | 6 | 43 号、阪神高速道路の騒音および交通量等の 3 市（尼崎、西宮、芦屋）合同調査 |
| | 6 | 阪神高速道路大阪－西宮線開通 |
| | 11 | 3 市協議会で、43 号、阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| | 11 | 43 号、阪神高速道路の騒音および交通量等の県・市合同調査 |
| 昭和 57. | 12 | 大阪空港公害訴訟最高裁判決（現空港は欠陥空港と認定。夜間飛行禁止を却下。損害賠償は認める。将来訴訟を却下） |
| | 6 | 43 号、阪神高速道路の騒音および交通量等の県・市合同調査 |
| | 7 | 環境庁長官が国道 43 号を視察 |
| 昭和 58. | 8 | 国道 43 号、阪神高速道路、幹線道路の沿道整備に関する法律に基づく沿道整備道路に指定 |
| | 8 | 芦屋市沿道整備協議会設置 |
| | 10 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関に要望 |
| | 1 | 参議院公害および交通安全対策特別委員会委員、国道 43 号を視察 |
| 昭和 58. | 2 | 打出消防分団改築に伴い、同施設内に自動車排出ガス測定局を設置 |
| | 3 | カラオケの使用時間について県公害防止条例の一部改正を公布（S58. 7.1 施行） |
| | 4 | 防音工事助成要綱の一部改正 |
| 昭和 58. | 6 | 芦屋市騒音監視測定車による測定開始 |
| | 7 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音および交通量等の合同調査 |
| | 10 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| | 11 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| 昭和 59. | 12 | 騒音・振動に係る規制地域及び区域の区分一部変更 |
| | 7 | 自動車公害防止月間事業として、43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| | 9 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| 昭和 60. | 10 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| | 2 | 県・3 市協議会で環境庁長官の 43 号、阪神高速道路の現地視察を要望 |
| | 3 | 公害防止計画昭和 59 年度から昭和 63 年度の 5 年間計画延長承認 |
| 昭和 60. | 5 | 一般環境大気測定局を市役所分庁舎から山手小学校へ移設 |
| | 5 | 国道 43 号、阪神高速道路の騒音・排出ガス規制等請求事件、神戸地裁で結審 |
| | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| | 8 | 環境庁長官が国道 43 号を視察 |
| | 10 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| 昭和 61. | 11 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| | 11 | 阪神高速道路大阪－西宮線芦屋料金所全面供用開始 |
| | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| | 7 | 国道 43 号、阪神高速道路の騒音・排出ガス規制等請求事件、神戸地裁で判決 |
| 昭和 62. | 9 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| | 10 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| | 6 | 3 市協議会で環境庁長官に要望 |
| 昭和 63. | 9 | 「公害健康被害法補償法の一部を改正する法律」公布 |
| | 10 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| | 11 | 3 市協議会で 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| | 1 | いおう酸化物計（浮遊粒子状物質計含む）を打出自排局に県が設置 |
| 昭和 63. | 3 | 打出自排局に微風向・風向計を設置 |
| | 5 | 公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令公布 |
| | 6 | 国道 43 号沿線において、尼崎市、西宮市、芦屋市 3 市合同で簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H1. 1 月にも実施） |
| 昭和 63. | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |

| 年 月 | 事 項 |
|--------|--|
| 昭和 63. | 8 水質汚濁法および瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正する政令公布 9 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 10 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 11 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正告示 12 国が窒素酸化物排出量の低減を図るため、大気汚染防止推進月間を設定 |
| 平成 1. | 3 水質汚濁法施行令の一部を改正する政令公布（有害物質の追加）＜H1. 10. 1 施行＞ |
| 平成 1. | 5 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H2. 1 月にも実施） 6 大気汚染防止法の一部改正により、特定粉じんとして石綿が規制対象となる（H1. 10. 1 施行） 6 水質汚濁防止法の一部改正により、地下水の水質の監視測定体制の整備等が講じられる 6 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 9 悪臭防止法施行令の一部改正により、4 物質が追加になる（H2. 4. 1 施行） 10 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 11 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| 平成 2. | 3 神戸地域公害防止計画の内閣承認（H1～3 年度） |
| 平成 2. | 5 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H3. 1 月にも実施） 5 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止にかかる環境庁暫定指導指針設定 6 水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の強化） 6 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 9 水質汚濁防止法施行令の一部改正 9 メタノール自動車 1 台初めて導入 12 大阪国際空港の存続及び今後の同空港の運用等に関する協定を締結 |
| 平成 3. | 3 第 3 次化学的酸素要求量に係る総量削減計画が策定された 3 特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部改正 |
| 平成 3. | 4 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、12 月にも実施） 6 酸性雨の測定を開始 6 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 7 水質汚濁防止法一部改正（トリクロロエチレン等による洗浄施設を特定施設として追加） 8 土壌汚染に係る環境基準について告示 10 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 11 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 11 阪神地域ノーマイカーデーの実施 12 水質汚濁防止法一部改正（水質自動監視測定装置による測定方法の追加） |
| 平成 4. | 2 「国道 43 号線訴訟」の控訴審判決（大阪高裁） 3 上記控訴審の判決を受けて、3 市協議会で関係機関（国、地方）に要望 |
| 平成 4. | 5 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H5. 1 月にも実施） 6 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 6 電気自動車 1 台を導入 6 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法制定（H4. 6. 3 公布、H4. 12. 1 施行） 9 大気汚染実態調査（全市調査）として、簡易測定法による窒素酸化物測定を実施（9/7～9/9） 10 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 11 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 11 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法施行令制定（H4. 11. 26 施行） |
| 平成 5. | 1 大気汚染実態調査（全市調査）として、簡易測定法による窒素酸化物測定を実施（1/25～1/27） |

| 年 月 | | 事 項 |
|-------|-------|--|
| 平成 5. | 3 | 水質汚濁に係る環境基準の一部改正（環境基準の対象項目に、ジクロロメタン等 15 項目が追加され、23 項目になる） |
| | 3 | 兵庫地域公害防止計画内閣承認（H4 年度～8 年度） |
| | 3 | 環境騒音調査を実施 |
| 平成 5. | 5 | 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H6.1 月にも実施） |
| | 6 | 阪神高速道路湾岸線の供用前の現況騒音調査実施 （6 月、7 月、9 月、12 月、H6.1 月、3 月に実施。なお、阪神高速道路公団において 5 月、8 月 11 月、H6.2 月に実施） |
| | 6 | 悪臭防止法施行令等の一部改正により、悪臭物質として 10 物質が追加指定 |
| | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| | 6 | 電気自動車 1 台を導入 |
| | 8 | 水質汚濁防止法の一部改正（海域への窒素及び磷の排水規制を実施）（H5.10.1 施行） |
| | 10 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| | 11 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| | 11 | 環境基本法公布施行（公害対策基本法の廃止） |
| | 11 | 兵庫県自動車排出ガス窒素酸化物総量削減計画策定 |
| | 12 | 水質汚濁防止法の一部改正（有害物質にジクロロメタン等 13 物質が追加されるとともに、鉛及び砒素の排水基準を強化）（H6.2.1 月施行） |
| | 平成 6. | 1 |
| 2 | | 「土壌の汚染に係る環境基準」の一部改正（項目追加） |
| 平成 6. | 4 | 阪神高速道路湾岸線の供用開始 |
| | 4 | 阪神高速道路湾岸線の供用に伴い芦屋浜地区で騒音測定開始 （4 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、H7.1 月、3 月に実施。なお、阪神高速道路公団において 5 月、8 月、11 月、H7.2 月に実施。） |
| | 5 | 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月にも実施） |
| | 5 | 大気汚染実態調査（全市調査）として、簡易測定法による窒素酸化物測定を実施（5/16～5/18） |
| | 6 | 電気自動車 1 台を導入 |
| | 6 | 自動車公害防止月間として、国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の県・市合同調査 |
| 平成 7. | 10 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）に要望 |
| | 11 | 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）に要望 |
| 平成 7. | 1 | 阪神・淡路大震災 |
| | 2 | 大阪湾の全窒素及び全磷に係る環境基準の水域類型の指定 |
| 平成 7. | 4 | 悪臭防止法の一部改正により、臭気指数規制を導入 |
| | 5 | 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H8.1 月にも実施） |
| | 5 | 3 市協議会で阪神高速道路の復旧及び、43 号の公害対策に関して緊急要望 |
| | 6 | 自動車排出ガス測定局として、宮川小学校局を新設した |
| | 6 | 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査 |
| | 6 | 阪神高速道路湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施 （6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、H8.1 月、3 月に実施。なお、阪神高速道路公団において 5 月、8 月、11 月、H8.2 月に実施） |
| | 7 | 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」が公布（H8.1.17 施行） |
| | 7 | 「国道 43 号・阪神高速道路訴訟」に関する最高裁判所の判決下る ①差止請求－棄却 ②損害賠償－容認 |
| | 7 | 「国道 43 号環境対策 5 省庁連絡会議」を開催 |
| | 8 | 「国道 43 号・阪神高速神戸線環境対策連絡会議」を設置 |
| | 8 | 「国道 43 号環境対策 5 省庁連絡会議」において「国道 43 号及び阪神高速神戸線に係る道路交通騒音対策」の基本方針が出る |

| 年 月 | 事 項 |
|--------|---|
| 平成 7. | <p>9 「芦屋市環境計画」策定</p> <p>9 一般環境大気中のアスベスト濃度調査 (H8.3 まで、各小学校等で実施)</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関 (地方) に要望</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関 (国) に要望</p> <p>11 国道 43 号及び阪神高速神戸線に係る環境対策の中間とりまとめが出る</p> <p>11 大気汚染実態調査 (全市調査) として、簡易測定による窒素酸化物測定を実施 (1/22~1/24)</p> <p>兵庫県「環境の保全と創造に関する条例の施行規則」を公布 (H8.1.17 施行)</p> |
| 平成 8. | <p>4 兵庫県が一般環境大気中のアスベスト濃度調査 (H9.3 まで、山手小学校・潮見小学校で実施)</p> <p>4 阪神高速道路湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施 (4 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、H9.1 月、3 月に実施。なお、阪神高速道路公団において 5 月、8 月、11 月、H9.2 月に実施)</p> <p>5 大気汚染防止法の一部改正 (有害大気汚染物質、自動車排出ガス規制対象の拡大、建築物解体時のアスベストの飛散防止等の追加) <H9.4.1 施行></p> <p>5 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定 (9 月、H9.1 月にも実施)</p> <p>6 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号、阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査</p> <p>6 水質汚濁防止法の一部改正 (地下水の浄化のための措置と油流出事故等の措置に関する規定) <H9.4.1 施行></p> <p>6 「芦屋市環境づくり推進会議」設置</p> <p>7 天然ガス自動車 1 台導入</p> <p>7 第 4 次化学的酸素要求量に係る総量削減計画を告示</p> <p>9 「阪神高速道路神戸線」復旧、供用開始</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関 (地方) へ協力依頼</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関 (国) へ協力依頼</p> |
| 平成 9. | <p>3 兵庫県「環境影響評価に関する条例」を公布</p> |
| 平成 9. | <p>4 阪神高速道路湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施 (4 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、H10.1 月、3 月に実施。なお、阪神高速道路公団において、5 月、8 月、11 月、H10.2 月に実施。)</p> <p>5 国道 43 号沿道において、尼崎市・西宮市・芦屋市の 3 市合同で、簡易測定法による窒素酸化物の測定 (9 月、H10.1 月にも実施)</p> <p>6 自動車公害防止月間事業として、国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査</p> <p>6 「環境影響評価法」を制定・公布</p> <p>6 国道 43 号沿道において、家屋内振動調査を初めて実施</p> <p>8 芦屋川において、水生生物調査を初めて実施</p> <p>8 大気汚染防止法施行令一部改正 (ダイオキシン類を指定物質として指定、ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準設定、ダイオキシン類に係る大気環境指針を設定)</p> <p>9 兵庫県が一般環境大気中のアスベスト濃度調査 (H9.12 月にも実施。山手小学校・潮見小学校で実施)</p> <p>10 兵庫県が有害大気汚染物質調査を国道 43 号沿道で開始 (打出自排局で、1 回/月実施)</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関 (地方) へ協力依頼</p> <p>11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関 (国) へ要望</p> <p>12 地球温暖化防止京都会議の開催</p> <p>12 兵庫県がダイオキシン類に係る環境調査を実施 (大気と土壌調査)</p> |
| 平成 10. | <p>2 兵庫地域公害防止計画の承認</p> |
| 平成 10. | <p>4 大気汚染防止法施行規則一部改正 (ばいじん規制強化など)</p> <p>4 阪神高速湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施 (4 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、H11.1 月、3 月に実施。なお、阪神高速道路公団において、5 月、8 月、11 月、H11.2 月に実施)</p> <p>4 兵庫県が国道 43 号沿道 (打出局) において、有害大気汚染物質環境モニタリングを毎月 1 回実施</p> <p>5 水質汚濁防止法施行令一部改正 (PCB 処理施設の特設施設への追加)</p> |

| 年 月 | 事 項 |
|--------|---|
| 平成 10. | 5 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H10.1 月にも実施） |
| | 5 南芦屋浜地区において、騒音測定（H10.11 月と H11.3 月にも実施） |
| | 5 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査 |
| | 6 国道 43 号沿道において、家屋内振動調査を昨年ひきつづき実施。あわせて、沿道において低周波空気振動調査も実施 |
| | 8 芦屋川において、水生生物調査を実施 |
| | 9 騒音に係る環境基準の改正（H11.4.1 施行） |
| | 9 兵庫県が一般環境大気中のアスベスト濃度調査（11～12 月にも実施、潮見小学校で実施） |
| | 9 水質汚濁防止法の排水基準を定める総理府令一部改正により、窒素・燐の暫定排出基準を、一般排出基準に移行（H10.10.1 施行） |
| | 10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）へ協力依頼 |
| | 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望 |
| | 11 地球温暖化対策の推進に関する法律公布（H11.4.8 施行） |
| 平成 11. | 2 水質汚濁に係る総理府令一部改正 |
| | 3 悪臭防止法施行規則一部改正（臭気指数等気体排出口における規制基準の設定等） |
| | 3 大気汚染防止法等の施行規則一部改正（申請・届出手続の電子化） |
| | 3 芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例全部改正（H11.10.1 施行） |
| | 3 山手小学校局（一般環境大気測定局）の廃止（市立朝日ヶ丘小学校へ移設） |
| 平成 11. | 4 騒音に係る環境基準の改正（L50 から Leq の評価に変更） |
| | 4 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の全面施行、同施行令の施行 |
| | 4 「地球温暖化対策に関する基本方針」閣議決定 |
| | 4 朝日ヶ丘小学校局（一般環境大気測定局）の新設（兵庫県大気汚染常時監視網整備計画改訂検討委員会による決定） |
| | 4 阪神高速湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施 （4 月～12 月に実施。なお、阪神高速道路公団において、H12.1 月～3 月に実施） |
| | 4 兵庫県が国道 43 号沿道（打出局）において、有害大気汚染物質環境モニタリングを毎月 1 回実施 |
| | 5 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H12.1 月にも実施） |
| | 6 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査 |
| | 6 国道 43 号沿道において、低周波空気振動調査を実施 |
| | 7 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）が公布 |
| | 7 「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布 |
| | 8 芦屋川において、水生生物調査を実施 |
| | 9 兵庫県が、一般環境大気中のアスベストモニタリング調査を実施（H11.12 月にも実施、潮見小学校で実施） |
| | 10 廃棄物焼却炉に係る「環境の保全と創造に関する条例（県条例）」施行規則、告示の一部改正施行（焼却炉、ばいじん等） |
| | 10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）へ協力依頼 |
| | 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望 |
| | 11 兵庫県が、環境ホルモン環境調査を実施 |
| 平成 12. | 1 「ダイオキシン類対策特別措置法」を施行 |
| | 1 大阪湾岸線等に係る環境保全に関する確認書の締結（年 12 回から年 4 回測定の変更） |
| 平成 12. | 4 兵庫県が国道 43 号沿道（打出局）において、有害大気汚染物質環境モニタリングを毎月 1 回実施 |
| | 5 阪神高速湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施（5 月、7 月、11 月、H13.2 月に実施） |
| | 5 兵庫県がダイオキシン類に係る大気環境調査を実施（5 月、8 月、11 月、H13.2 月に実施） |
| | 5 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H12.1 月にも実施） |
| | 6 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査 |
| | 6 5 省庁が、「国道 43 号等における道路環境対策の推進について＜当面の取組＞」を公表 |

| 年 月 | 事 項 |
|--------|---|
| 平成 12. | <p>6 水質汚濁防止法施行令一部改正（有害物質として、ほう素及びその化合物等を追加、特定施設の追加）</p> <p>8 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査</p> <p>8 国道 43 号沿道において、低周波音調査を実施</p> <p>8 芦屋川において、水生生物調査を実施</p> <p>9 兵庫県が、一般環境大気中のアスベストモニタリング調査を実施（H12. 11 月にも実施、潮見小学校で実施）</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）へ協力依頼</p> <p>11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望</p> <p>12 尼崎公害訴訟和解（大阪高等裁判所）</p> <p>12 中央環境審議会が「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」を環境庁長官に答申（自動車 NOx 法の改正）</p> |
| 平成 13. | <p>1 省庁再編に伴い、「環境庁」から「環境省」へ</p> <p>3 土壌の汚染に係る環境基準の一部改正（環境基準項目にふっ素及びほう素を追加）</p> <p>3 「芦屋市環境保全率先実行計画」（芦屋市エコオフィspran）を策定 計画期間：13 年度～17 年度の 5 年間、基準年度：11 年度 阪神高速湾岸線の騒音測定を芦屋浜地区で実施（5 月、7 月、11 月、H13. 2 月に実施）</p> |
| 平成 13. | <p>4 兵庫県が国道 43 号沿道（打出局）において、有害大気汚染物質環境モニタリングを毎月 1 回実施</p> <p>5 兵庫県がダイオキシン類に係る大気環境調査を実施（5 月、8 月、11 月、H14. 2 月に実施）</p> <p>5 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市で、簡易測定法による窒素酸化物の測定（9 月、H12. 1 月にも実施）</p> <p>5 大気汚染実態調査（全市調査）として、簡易測定法による窒素酸化物測定を実施</p> <p>6 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査</p> <p>6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布</p> <p>6 水質汚濁防止法施行令一部改正（有害物質として、ほう素及びその化合物等を追加、特定施設の追加）</p> <p>6 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）の改正</p> <p>8 芦屋川において、水生生物調査を実施</p> <p>9 兵庫県が、一般環境大気中のアスベストモニタリング調査を実施（H13. 11 月にも実施、潮見小学校で実施）</p> <p>10 国道 43 号沿道において、振動低周波音調査を実施</p> <p>10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（地方）へ協力依頼</p> <p>10 阪神高速 5 号湾岸線に交通をう回させる環境ロードプライシング試行スタート</p> <p>11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望</p> <p>11 ダイオキシン類対策特別措置法施行令一部改正（特定施設の追加）</p> <p>11 水質汚濁防止法施行令、瀬戸内海特別措置法施行規則一部改正（窒素、磷総量規制）</p> <p>12 自動車 NOx・PM 法施行令の一部改正（粒子状物質対策地域の指定等）</p> |
| 平成 14. | <p>2 自動車 NOx・PM 法施行令の一部改正（自動車使用管理計画の作成等が義務付けられる事業者の要件等）</p> <p>2 自動車 NOx・PM 法施行令の一部改正（車種規制の対象となる自動車の指定等）</p> |
| 平成 14. | <p>4 兵庫県が国道 43 号沿道（打出局）において、有害大気汚染物質環境モニタリングを毎月 1 回実施</p> <p>5 大気汚染実態調査（全市調査）として、簡易測定法による窒素酸化物測定を実施</p> <p>5 兵庫県がダイオキシン類に係る大気汚染調査を実施（5 月、8 月、11 月、H15. 2 月に実施）</p> <p>5 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市で簡易測定法による窒素酸化物測定を実施（9 月、H15. 1 月にも実施）</p> <p>6 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査</p> <p>6 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正</p> <p>7 ダイオキシン類に係る底生環境基準を告示</p> <p>8 芦屋川において、水生生物調査を実施</p> <p>9 兵庫県が、潮見小学校で一般環境大気中のアスベスト調査を実施（H14. 11 月にも実施）</p> |

| 年 月 | 事 項 |
|--------|--|
| 平成 14. | 9 国道 43 号で振動・低周波音調査を実施 10 瀬戸内海環境保全特別措置法及び水生活汚濁防止法に定める COD、窒素含有量、りん含有量について新たな総量規制基準（第 5 次総量規制）が適用 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策等について、関係機関（国）へ要望 |
| 平成 15. | 2 土壤汚染対策法の施行（H15.2.5. 施行） |
| 平成 15. | 4 兵庫県が国道 43 号沿道（宮川小学校局）において、有害大気汚染物質環境モニタリングを毎月 1 回実施（H14.7 打出局から宮川小学校局へ変更） 5 兵庫県がダイオキシン類に係る大気汚染調査を実施（5 月、8 月、11 月、H16.2 月に実施） 5 国道 43 号沿道において、尼崎市、西宮市、芦屋市の 3 市で簡易測定法による窒素酸化物測定を実施（H16.1 月にも実施） 6 国道 43 号・阪神高速道路の騒音及び交通量等の関係機関との合同調査 7 有害大気汚染物質指針値の設定（アクリルニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物） 8 芦屋川において、水生生物調査を実施 8 星空観察会を実施 9 兵庫県が、潮見小学校で一般環境大気中のアスベスト調査を実施（年 1 回） 10 国道 43 号で、振動・低周波音調査を実施 10 県条例の一部改正（ディーゼル自動車運行規制の実施） 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策等について、関係機関（国）へ要望 12 ダイオキシン類対策特別措置法施行令一部改正（特定施設の追加） |
| 平成 16. | 3 SO2・SPM 計を更新（潮見小学校局、乾式自動測定機） 3 国道 43 号に新型遮音壁を設置（精道町 上り 142m 下り 112m） |
| 平成 16. | 5 大気汚染防止法一部改正（VOC の排出規制） 8 芦屋川において、水生生物調査を実施 8 星空継続観察調査を実施 10 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行 10 ディーゼル自動車運行規制の開始 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策等について、関係機関（国）へ要望 12 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則一部改正（簡易測定法の追加） 12 一般県道東灘芦屋線供用開始 |
| 平成 17. | 2 京都議定書の発効 2 石綿障害予防規則制定（H17.7.1 施行） 3 NOx 計を更新（潮見小学校局、乾式自動測定機） |
| 平成 17. | 7 第 2 次芦屋市環境計画策定 7 芦屋川において、水生生物調査を実施 8 星空観察会を実施 8 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 9 兵庫県が、道路沿道においてアスベストモニタリング調査地点を追加 H18.1 も実施 9 ダイオキシン類対策特別措置法施行令一部改正（特定施設の追加） 9 環境省が大気汚染の健康に係る疫学調査に伴う大気汚染連続測定を開始 10 補足調査を、H18.1 に実施 10 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望 11 県条例の一部改正（非飛散性アスベスト含有建築物の面積要件の拡大、飛散防止基準の追加） 11 環境省がアスベスト緊急調査（打出局周辺 2 箇所） |
| 平成 18. | 2 SO2・SPM 計を更新（打出浜小学校局、乾式自動測定機） 3 芦屋川において、水生生物調査を実施 |
| 平成 18. | 8 星空継続観察調査を実施 H19.1 も実施 8 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 9 有害大気汚染物質指針値の追加設定（クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン） 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望 11 NOx 計を更新（打出浜小学校局、乾式自動測定機） |
| 平成 19. | 3 「環境マネジメントシステム」の構築 |

| 年 月 | 事 項 |
|--------|---|
| 平成 19. | 8 星空観察会を実施 H20.1 も実施 8 「打ち水大作戦 in あしや」を実施 9 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望 12 環境省が大気汚染の健康に係る疫学調査に伴うアンケート調査を実施（成人調査） |
| 平成 20. | 2 環境マネジメントシステム内部監査、マネジメントレビューを実施 3 SOx/SPM・NOx 計を更新（宮川小学校局、乾式自動測定機） 3 「芦屋の自然」を発行 |
| 平成 20. | 5 G8 環境大臣会合開催（神戸市） 6 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 7 「打ち水大作戦 in あしや」を実施 8 星空観察会を実施 H21.1 も実施 10 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 11 風向風速計を更新（打出浜小学校） 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関（国）へ要望 10～11 環境省が大気汚染の健康に係る疫学調査に伴う肺機能等検査を実施（成人調査） 12 環境マネジメントシステム内部監査を実施 |
| 平成 21. | 3 環境マネジメントシステム内部監査、マネジメントレビューを実施 3 NOx/SPM 計を更新（環境測定車、乾式自動測定機） |
| 平成 21. | 4 改正土壌汚染対策法改正 8 「打ち水大作戦 in あしや」を実施 8 星空継続観察調査を実施 H22.1 も実施 9 微小粒子状物質（PM2.5）について、環境基準の告示 9 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 12 環境マネジメントシステム内部監査を実施 |
| 平成 22. | 1 風向風速計を更新（潮見小学校） 1 マネジメントレビューを実施 2 「仲ノ池の自然」を発行 |
| 平成 22. | 4 微小粒子状物質（PM2.5）を打出局において測定をスタート 8 星空観察会を実施 H23.2 も実施 8 太陽光発電システム設置補助をスタート 9 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 10 芦屋市制施行 70 周年・モンテメール 30 周年記念事業「どんぐり大作戦」の実施 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 11 環境マネジメントシステム内部監査を実施 11 風向風速計を更新（潮見小学校） |
| 平成 23. | 1 マネジメントレビューを実施 |
| 平成 23. | 6 ほたる観察会 7 「打ち水大作戦 in あしや」を実施 9 星空継続観察調査を実施 H24.2 も実施 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 11 環境マネジメントシステム内部監査を実施 12 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 |
| 平成 24. | 2 マネジメントレビューを実施 3 「南芦屋浜の自然」を発行 3 風向風速計を更新（環境測定車） |
| 平成 24. | 6 ほたる観察会 7 「打ち水大作戦 in あしや」を実施 8 星空継続観察調査を実施 H25.1 も実施 11 3 市協議会で、43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 11 環境マネジメントシステム内部監査を実施 12 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 |

| 年 月 | | 事 項 |
|--------|-----------------------------------|--|
| 平成 25. | 2 3 | マネジメントレビューを実施 「芦屋の自然（第3版）」を発行 |
| 平成 25. | 6 7~8 8 11 11 | ほたる観察会 「打ち水大作戦 in あしや」を実施 星空継続観察調査を実施 H26.2 も実施 微小粒子状物質（PM2.5）を朝日ヶ丘小学校局において測定をスタート 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ |
| 平成 26. | 11 3 3 3 | 環境マネジメントシステム内部監査を実施 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 マネジメントレビューを実施 「芦屋川・宮川の自然」を発行 |
| 平成 26. | 6 8 11 11 | ほたる観察会 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 環境マネジメントシステム内部監査を実施 |
| 平成 27. | 1 3 3 | 星空継続観察調査を実施（1月に2回実施） マネジメントレビューを実施 第3次芦屋市環境計画を策定 |
| 平成 27. | 5 6 6 7 8 11 11 | 市所有の測定車を廃車し、測定車による環境測定を業務委託に変更 ほたる観察会 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施（9月にも実施） エコ・エネルギーシステム設置補助をスタート（H22.8 からスタートの太陽光発電の設置補助制度を改正し、対象を太陽光及びエネファームとした） 星空継続観察調査を実施 H28.2 も実施 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ |
| 平成 28. | 11 3 3 3 3 | 環境マネジメントシステム内部監査を実施 マネジメントレビューを実施 第4次芦屋市環境保全率先実行計画を策定 テレメーターを更新し、市の測定局（宮川、潮見、打出浜）のデータが県のホームページで閲覧可能となる |
| 平成 28. | 6 7 9 11 | ほたる観察会 星空継続観察調査を実施 H29.1 も実施 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ |
| 平成 29. | 2 3 | 環境マネジメントシステム内部監査を実施 マネジメントレビューを実施 |
| 平成 29. | 6 7 10 11 | ほたる観察会 「子ども体験学習会」及び「星空観察会」を同日開催 国道43号において、振動・低周波音調査等を受託により実施（10月、12月、2月） 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ |
| 平成 30. | 1 1 2 | 星空観察会 環境マネジメントシステム内部監査を実施 マネジメントレビューを実施 |
| 平成 30. | 6 11 11 | ほたる観察会 「エコ・クッキング」を大阪ガスのハグ・ミュージアムで実施 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ |
| 平成 31. | 1 1 1 2 3 | 国道43号において、振動・低周波音調査等を受託により実施（1月、2月） 星空観察会 環境マネジメントシステム内部監査を実施 市民センターで「環境フェスタ」を実施 マネジメントレビューを実施 |
| 令和 1. | 4 6 7 | 「あしやさくらまつり」にあわせて、市民センターで「クールチョイス」の啓発を実施 ほたる観察会 福祉フェアでドライブシミュレーターを用いた「クールチョイス」の啓発を実施 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 令和 1. | 7 8 8 9 11 12 | 「エコ・クッキング」を大阪ガスのハグ・ミュージアムで実施 星空観察会 LEDランタン工作教室を開催し「クールチョイス」の啓発を実施 ごみ焼却施設における水銀対策の実施（排ガスの低温化及び活性炭吹込み） 3市協議会で、43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 岩園保育所で自然観察会を実施 |
| 令和 2. | 1 1 2 2 3 | 国道43号において、振動・低周波音調査等を受託により実施 環境マネジメントシステム内部監査を実施 星空観察会 市民センターで「環境フェスタ」を実施 マネジメントレビューを実施 |
| 令和 2. 令和 3. | 7 9 11 12 1 1 3 3 3 | 緑保育所と岩園保育所で自然観察会を実施 星空観察会 市より43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 親子オンライン学習を開催し「地球にやさしいライフスタイル」の啓発を実施 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 環境マネジメントシステム内部監査を実施 マネジメントレビューを実施 第5次芦屋市環境保全率先実行計画を策定 エコ・エネルギーシステム設置補助を終了（国補助制度の終了に合わせて本市補助も終了） |
| 令和 3. 令和 4. | 5 6 6 6 7 11 11 11 1 1 3 | 芦屋市民センターZEB化検討業務を実施 芦屋市ゼロカーボンシティを表明 太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助を開始 ネット・ゼロ・エネルギーハウス普及促進補助を開始 打出教育文化センターZEB化検討業務を実施 市より43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 市民センターで「エネルギー講座とソーラーライト工作教室」を実施 星空観察会 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 環境マネジメントシステム内部監査を実施 マネジメントレビューを実施 |
| 令和 4. 令和 5. | 4 4 6 6 7 9 10 1 1 1 1 3 | 市立10施設に再生可能エネルギー100%使用電力の導入開始 太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業を阪神6市1町と神戸市と連携して実施開始 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 市民センターで「環境フェスタ」を実施 「エコ・クッキング」を大阪ガスのハグ・ミュージアムで実施 星空観察会 市より43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 芦屋市省エネ家電製品購入促進事業補助を開始 星空観察会 環境マネジメントシステム内部監査を実施 芦屋市地域脱炭素ロードマップを策定 マネジメントレビューを実施 |
| 令和 5. 令和 6. | 6 6 7 7 10 10 10 1 2 3 | 環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」に採択される 芦屋市カーボンニュートラル推進サポーター等制度を設置 国道43号沿道において、振動・低周波音調査を実施 「エコ・クッキング」を大阪ガスのハグ・ミュージアムで実施 総合公園で「環境フェスタ」を実施 星空観察会 市より43号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ 星空観察会 環境マネジメントシステム内部監査を実施 マネジメントレビューを実施 |

| | | | |
|-------|-------|---|----------------------------|
| 令和 6. | 8 | 「親子で体験する環境学習」をカネカ未来創造館で実施 | |
| | 8 | 「エコ・クッキング」を大阪ガスのハグ・ミュージアムで実施 | |
| | 10 | 星空観察会 | |
| | 10 | 市より 43 号・阪神高速道路の自動車公害対策について関係機関へ要望、申し入れ | |
| | 11 | 第 5 次芦屋市環境保全率先実行計画を改訂 | |
| | 11 | 「環境フェスタ」を市民センターで実施 | |
| | 12 | 星空観察会 | |
| | 12 | 環境マネジメントシステム内部監査を実施 | |
| | 令和 7. | 2 | 国道 43 号沿道において、振動・低周波音調査を実施 |
| | | 3 | マネジメントレビューを実施 |
| 3 | | 第 4 次芦屋市環境計画及び芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定 | |